

社会福祉法人希望が丘 評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望が丘（以下「法人」という。）定款第八条、定款第二十一条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員は定款第六条による者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には次の通り報酬等を支給する。

- (1) 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、11,137円を支給する。ただし、法人の職員および国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。
- (2) 理事、監事の報酬は日当とし、理事会、評議員会、入札等への出席のつど、定款第二十一条に基づき、11,137円を支給する。ただし、同一日に開催される会議については支給しない。また、法人の職員および国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。
- (3) 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会への出席のつど、5,568円を支給する。ただし、同一日に開催される委員会については支給しない。また、法人職員には支給しない。

(費用の弁償)

第4条 法人は、評議員及び役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。